



# 島根県報

令和5年2月21日（火）

第 389 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

**【告 示】**

県営土地改良事業計画の変更（5件） (農 村 整 備 課) 2

知事管理漁獲可能量の変更 (水 産 課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件） (中 小 企 業 課) 4

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 13

**【公 告】**

令和5年度大気モニタ及びヨウ素サンプリング調達業務に係る提案競技の実施 (原子力安全対策課) 13

**【病院局告示】**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 16

## 公布された条例等のあらまし

## ◇森林組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第2号）

## 1 規則の概要

組合等登記令の改正に伴う引用する条項の整理（第17条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第2号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第17条中「から第13条まで」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告****示**

## 島根県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑南地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

## 島根県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
-----	-------------	-------	-------

邑南地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場
----------------------------	--------------	------------	-------

**島根県告示第113号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑南地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

**島根県告示第114号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑南地区客土事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

**島根県告示第115号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑南地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

**島根県告示第116号**

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変

更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年2月21日

島根県知事 丸山達也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和4年3月31日 公表

令和4年4月27日 変更

令和4年10月25日 変更

令和5年2月13日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

#### 第1 くろまぐろ（小型魚）

##### 1 島根県に配分された漁獲可能量

118.6トン

##### 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	34.0トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	83.1トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.1トン

#### 第2 くろまぐろ（大型魚）

##### 1 島根県に配分された漁獲可能量

30.2トン

##### 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	30.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

### 島根県告示第117号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸山達也

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	高田 裕幸	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) ペリカン	大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7号	上野 喜子	
(株) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 宏至	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長徳区松園町一丁目50番地	川端 賢二	
藤久 (株)	愛知県名古屋市長徳区高社一丁目210番地	筒井 和宏	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) クレイン	沖縄県中頭郡中城村字久場1963番地	新垣 純	
I T X コミュニケーションズ (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次	
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902番地3	菅田 拓平	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下 和志	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	高田 裕幸	
エステールホールディングス (株)	東京都渋谷区神宮前四丁目26番21号	丸山 雅史	令和4年8月2日 住所変更
(株) ペリカン	大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7号	上野 喜子	
(株) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 宏至	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	

フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長区松園町一丁目50番地	川端 賢二	
藤久 (株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	西浦 敦士	令和4年7月1日 代表者変更
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) クレイン	沖縄県中頭郡中城村字久場1963番地	新垣 純	
I T X コミュニケーションズ (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次	
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902番地3	菅田 拓平	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下 和志	
(株) キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の 1	山田 幸雄	令和4年4月28日 入店
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	令和4年5月20日 入店

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和5年2月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課 (浜田市殿町1番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第118号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地	川端 賢二	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3-13	丸山 朝	
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	三宅 英木	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	船木 徹	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原町215番地5-1304	南 秀子	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
藤久 (株)	愛知県名古屋名東区高社一丁目210番地	中松 健一	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 成二	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カン パニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	杉田 直隆	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市高岡町15番地1-B207号	岩田 理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都新宿区四谷四丁目16番3号	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	

(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
ゼビオ (株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	石田 将人	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子	
(株) ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	柚木 治	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市斐川町黒目1164番地	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	
(株) クレイン	沖縄県中頭郡中城村字久場1963番地	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番7号	五十嵐 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号	小野 行由	
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山 元一	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江 宣敏	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577-1	-	
(株) 赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号	味志 謙司	
(株) ヴィレッジヴェンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区上社一丁目901番地	白川 篤典	
I T X コミュニケーションズ (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	
(株) ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川 信一	
(株) アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山 誠一	
(株) パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	井上 隆太	
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
(株) ファンケル	神奈川県横浜市中区山下町89番地1	島田 和幸	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号	田中 修治	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	
(株) ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番1号	山田 太郎	
(有) ソレイユ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目5番8号	久保田 実	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストア (株)	愛知県名古屋市中区瑞穂区松園町一丁目50番地	川端 賢二	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	



(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
エステールホールディングス (株)	東京都渋谷区神宮前四丁目26番21号	丸山 朝	令和4年8月2日 住所変更
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	三宅 英木	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	舟木 徹	代表者名錯誤
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ボム	島根県出雲市姫原町215番地5-1304	南 秀子	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
藤久 (株)	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	西浦 敦士	令和4年7月1日 代表者変更
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 成二	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カン パニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	杉田 直隆	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 宏至	令和4年5月31日 代表者変更
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市大塚町650番地の1	岩田 理美	令和4年11月1日 住所変更
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都新宿区四谷四丁目16番3号	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	
(株) ストライプインターナシ ョナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
ゼビオ (株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	石田 将人	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子	
(株) ジュー	山口県山口市佐山10717番地1	柚木 治	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市斐川町黒目1164番地	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナシ ョ	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	

ナル			
(株) クレイン	沖縄県中頭郡中城村字久場1963番地	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番7号	五十嵐 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号	小野 行由	
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山 元一	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江 宣敏	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577-1	—	
(株) 赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号	味志 謙司	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区上社一丁目901番地	白川 篤典	
I T X コミュニケーションズ(株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	
(株) ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川 信一	
(株) アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山 誠一	
(株) パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	井上 隆太	
レックス(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
(株) ファンケル	神奈川県横浜市中区山下町89番地1	島田 和幸	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号	田中 修治	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	
(株) ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番1号	山田 太郎	
(有) ソレイユ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目5番8号	久保田 実	
楽天モバイル(株)	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天グリムゾンハウス	矢澤 俊久	令和元年8月30日 入店

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和5年2月8日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課(出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無  
 ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地  
 エ 意見の内容  
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第119号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15	森 啓輔	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) ペリカン	大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7号	上野 喜子	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下 和志	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
藤久 (株)	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	筒井 和宏	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正	
(株) はるやまホールディングス	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	中村 宏明	
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生	
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山10717番地1	柳井 正	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	小森 裕作	

レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902番地3	菅田 拓平	
(株) ネクススエンタープライズ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号	原本 一正	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
エステールホールディングス (株)	東京都渋谷区神宮前四丁目26番21号	丸山 雅史	令和4年8月2日 住所変更
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15	森 啓輔	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) ペリカン	大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7号	上野 喜子	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下 和志	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
藤久 (株)	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	筒井 和宏	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正	
(株) はるやまホールディングス	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	中村 宏明	
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生	
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山10717番地1	柳井 正	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	小森 裕作	
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902番地3	菅田 拓平	
(株) ネクススエンタープライズ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号	原本 一正	

## (4) 変更の年月日

上記小売業一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和5年2月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市駅前町17-1)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第120号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
飯石郡飯南町	平成30年度～令和3年度	56枚	1冊	角井4	令和5年2月9日

## 公 告

令和5年度大気モニタ及びヨウ素サンプラ調達業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 件名及び数量

大気モニタ及びヨウ素サンプラ調達業務 一式

## (2) 仕様

大気モニタ及びヨウ素サンプラ調達業務に係る提案競技要求仕様書による。

## (3) 期間

契約の日から令和6年3月31日まで

## (4) 提案価格の上限額

39,270,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

##### ア 配布期間

令和5年2月21日（火）から同年3月13日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎6階） 島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ

##### ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

#### (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

#### (2) 会社概要書又は経歴書 1部

#### (3) 担当者届 1部

#### (4) 提案書提出書 1部

#### (5) 提案書 8部

#### (6) 見積書 1部

### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

#### (2) 提出期限

ア 4の(1)から(3)までの書類については、令和5年3月13日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(4)から(6)までの書類については、令和5年3月20日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

#### (3) 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ

電話 0852-22-5667 F A X 0852-22-5600

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

### 6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。

(2) 質問提出期限は、令和5年3月3日（金）午後5時までとする。

#### (3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和5年3月7日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

#### 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和5年3月15日（水）までに、郵送にて通知する。

#### 8 選定方法

(1) 令和5年度大気モニタ及びヨウ素サンプリング調達業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い契約予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の項目について、特に重点的に審査する。

ア 機器の性能及び機能

イ ソフトウェアの安全性

ウ 据付調整の確実性

エ 保守及び障害対応の妥当性

オ 経済性

(3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じて審査委員会によるヒアリングを行う。

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(5) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。

#### 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 10 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

#### 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 令和5年2月島根県議会による予算議決がない場合には契約を行わない。

## 12 問合せ先

5の(3)に同じ。

## 13 Summary

- (1) Name of goods and quantity to be acquired : Radioactive dust monitor and radioactive iodine sampler - 1 set
- (2) Deadline for procurement : March 31, 2024
- (3) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. March 20, 2023
- (4) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan  
TEL: 0852-22-5667

## 島 根 県 病 院 局 告 示

## 島根県病院局告示第2号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月21日

島根県病院事業管理者 山口修平

文書料の項中「1,320円」を「1,870円」に、「1,200円」を「1,700円」に、「2,090円」を「2,640円」に、「1,900円」を「2,400円」に、

「 検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては550円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。

医療費に関するもの

を

「 証明書の記載に特別の手数を要するものについては1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては550円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。

医療費に関するもの

に、「1,210円」を「1,650円」に、「1,100円」を「1,500円」に、「1,760円」を「2,090円」に、「1,600円」を「1,900円」に、「2,640円」を「3,300円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「3,850円」を「4,400円」に、「3,500円」を「4,000円」に、

「 検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を



課されないこととなる場合は、1,500円)を、医療費に関する証明を要するものについては550円(消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円)を、上記手数料に加算する。

航空身体検査大臣判定文書料 1件につき 8,800円

を

「 診断書の記載に特別の手数を要するものについては1,650円(消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円)を、医療費に関する証明を要するものについては550円(消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円)を、上記手数料に加算する。

航空身体検査で、国土交通大臣判定があるものについては5,500円(消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,000円)を、上記複雑なものの手数料に加算する。」

に改める。